

chocoZAP利用規約 改定詳細①

該当箇所	改定前	改定後
本則 第17条【メールアドレスの認証について】	追加項目	<p>1.会員が本サービスに入会申込を行う際、当社所定の方法によりメールアドレスを登録するものとする。</p> <p>2.メールアドレスの認証は、入会時またはメールアドレスの変更時に、当社の指定する方法で実施するものとする。ただし、これらの時点で認証が完了していない場合（認証が求められない場合を含む）は、その後のログイン時に実施するものとする。</p> <p>3.登録されたメールアドレスが誤っている場合、または会員による認証手続が完了していない場合、当社は本サービスの全部または一部の利用を制限、または停止することができるものとする。</p> <p>4.会員は、自己の責任において正確なメールアドレスを登録するものとし、登録情報に誤りがあったことにより生じた損害について、当社は一切の責任を負わない。</p> <p>5.当社は、会員に対してサービス運営上必要な通知を登録されたメールアドレス宛に送信することができるものとし、当該メールアドレスへの通知が不達または受信不能であったとしても、会員に対して、その責任を負わない。</p>
本則 第18条【メールアドレス変更申請手続について】	追加項目	<p>1.会員が何らかの理由によりログインできず、かつメールアドレスの変更を希望する場合は、当社所定の方法により、当社が指定する情報を申請時に提出するものとする。</p> <p>2.当社は、前項の情報が会員の登録情報と一致する場合には、申請者が会員本人であるとみなし、登録されたメールアドレスの変更手続きを行うものとする。</p> <p>3.第1項に定める手続において、登録情報と提出情報が一致した上で変更手続がなされた場合、第三者による不正な申請等によりメールアドレスの変更がなされたことによる会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとする。ただし、当社に故意または重大過失がある場合はこの限りではない。</p> <p>4.会員は、ログインが可能な場合には自身で登録情報の変更を行うものとし、ログインできない場合に限り本条の申請方法を利用できるものとする。</p>
本則 第17条【本人認証サービス（3Dセキュア）】 第18条【本規約の改定】 第19条【裁判管轄】 第20条【転売行為の禁止について】 第21条【店舗内カメラによる映像の取得および取扱い】	条番号の変更	<p>第19条【本人認証サービス（3Dセキュア）】 第20条【本規約の改定】 第21条【裁判管轄】 第22条【転売行為の禁止について】 第23条【店舗内カメラによる映像の取得および取扱い】</p>